

設計コンサルタント業務等成果の向上に関する懇談会

中間とりまとめ

平成19年3月

【目次】

1 はじめに.....	1
2 現状認識と課題.....	2
3 改善の基本的な方向性.....	4
4 改善方策に対する今後の取組み.....	5

《参考資料》

参考資料1_設計コンサルタント業務における問題意識と改善の方向性

参考資料2_設立趣旨

参考資料3_委員名簿

1 はじめに

設計コンサルタント業務等は、建設生産システム中でも工事目的物の規格や仕様などを決定するといった公共工事の上流段階に位置しており、この成果が事業全体の品質やコストに大きく影響を及ぼすものである。

このことから、発注者は、設計コンサルタント業務等の成果について、適切な品質を確保するため、適正な費用をもって適切な方法で調達する責任がある。

本懇談会は、「国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会中間とりまとめ」（平成 18 年 9 月）の提言を受け、国土交通省が発注する設計コンサルタント業務等成果の向上に資する諸方策や様々な課題について、発注者、受注者及び学識経験者の三者により政策・方策の立案に資する相互の意見交換を行うものである。

また、この中間とりまとめは、国土交通省の建設生産システムの中において土木分野の設計コンサルタント業務等における今後の調達等のあり方の基本的な方向を示すものであり、具体化したものから順次実現させるとともに、中・長期課題についてもロードマップを作成し、鋭意検討を進めることを示すものである。

本文において、「発注者」とは、国土交通省の発注部局を、「受注者」とは国土交通省が直轄で発注する業務等の受注者を示す。

2 現状認識と課題

(1) 指名競争入札の役割と課題

これまでの設計コンサルタント業務等の調達は、当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求されるものについては、技術提案を求めて技術的に最適な者を特定する『プロポーザル方式』を行い、その他の業務については、不良・不適合業者の排除の目的で、優れた実績を有する信頼性の高い業者の中から、入札参加者を選定して価格競争を行う『指名競争入札方式』が実施されてきた。

指名競争入札方式では、優れた成果品を納めることが次回以降の受注機会の拡大につながるため、必然的に企業は委託契約の誠実な遂行や技術力の発揮に努めることとなり、結果として、質の高い調達が実現されるといった「好循環」が形成された。

一方で、指名によって入札参加者が限定され、談合が誘発されやすいほか、高い技術力を持った者も含め新規参入しにくいという問題も発生しており、これらを防止するため、より透明性の高い入札契約の方法を選択することが求められている。

このような状況の下、平成17年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」には、調査・設計の品質確保に関して競争参加者に技術提案を求めることが謳われており、今後は価格による競争から、価格以外の多様な要素も考慮して価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要である。

(2) 設計コンサルタントを取り巻く現状

近年、国土交通省直轄の設計コンサルタント業務等の契約件数・金額ともに減少傾向にある一方で、競争参加資格登録業者数が増加傾向にあることから、競争入札においては、企業間の過当競争の結果として低入札が多発しており、特に平成18年度に入ってから落札率の下落には著しいものがある。落札率が低いほど業務成績が低い傾向やミスが増加が確認されており、低入札が進むことによる成果品の品質低下が懸念される場所である。

また、設計コンサルタントの経常利益は減少傾向にあり、そのしわ寄せで設計コンサルタント技術者の収入が圧迫され、設計コンサルタント業界自体の魅力の喪失が進むことで、優秀な技術者の他産業への流出や、若者離れを裏付けるデータが確認されており、設計コンサルタント業界全体の疲弊、技術の伝承への不安等の懸念がある。

(3) 成果品の品質確保体制に関する課題

設計コンサルタント業務等の成果品の品質は、業務履行中の各段階で受注者により行われる照査及び発注者による業務完了時の検査によって確認することで担保され

ている。しかし、近年、第三者による成果品の点検の試行により、設計ミスが多発していることが発覚し、適切な成果品の品質確保体制の整備が急務となっている。

また、瑕疵担保期間中に設計瑕疵が発見された場合に、さかのぼって業務成績評定点を減点する制度は存在するものの、適正に運用されておらず、次回以降の調達において不良・不適格業者の参入を防止することが困難となっている。

(4) 受発注者とも限られたリソースを有効活用するための課題

設計コンサルタント業務等の発注は、これまで手続期間の比較的短い指名競争入札により実施されてきたため、概ね上半期には業務委託契約が締結されてきた。近年、プロポーザルの活用、透明性の高い入札契約方式の拡大等、多様な入札契約方式に対応するため手続きが長期化しており、契約時期が遅くなることにより履行期限が年度末に集中することが多くなっている。このため、業務の重複、十分な履行期間を確保できないこと等による設計内容の検討不足や照査の不足から設計ミスが増加することが懸念されている。

さらに発注者側の体制としては、近年の職員の減少、PI・アセスメント・技術審査などの業務の多様化に伴って、調査職員の負担が大きくなり、受注者からの質問に対する的確な回答や指示などが困難な状況になっている。これらによる成果品の品質低下が懸念されており、限られた人的・時間的資源を有効に活用するための方策を検討する必要がある。

(5) 建設生産システムにおける設計コンサルタント業務全体の再編の必要性

設計成果について発注者・設計者・施工者による情報共有が十分ではなく、設計者が施工者に対して設計思想を伝達できる仕組みが必要である。

また、専門性の高い工事に関する設計など、設計業者よりメーカーや施工会社の方に設計に関する総合的ノウハウが蓄積されている場合や、受注業者が限られている場合、施工に関する種々の新技術のノウハウを生かす場合等、設計コンサルタント等のみでは質の高い設計成果（特に施工計画）が得られない場合について、メーカーや施工業者が設計にも関わられるような多様な発注形式を取り入れる必要がある。

3 改善の基本的な方向性

設計コンサルタント業務等のプロセスについて、個々の業務等において品質の高い成果が確実に得られる仕組み（小循環）として、資格審査及び入札契約における技術提案の評価、成果品の品質評価並びに施工段階における設計思想の伝達・共有が適切に実施される環境を構築するとともに、企業や技術者の技術力が受注者の選定に適切に反映される仕組み（中循環）として、業務成績評定を評価基準とする建設生産システムの構築していく。また、建設生産システム全体として、計画・調査・設計・施工・維持管理の各段階を通じた情報を活用できるようなシステム（大循環）を目指す。

なお、発注者・受注者の限られたリソース（人的・時間的資源など）において、効果的に建設生産システムの構築を補完する方策の導入も図るものとする。

以下の表－1に具体的方策を示す。これらは、相互に補完しながらパッケージとして実施することにより、より効果的に設計コンサルタント業務等成果の品質を高めることができる。

表 1 改善の基本的な方向性と改善方策

基本的な方向性		改善方策
業務成績評定と技術提案の能力を重視した好循環の構築	【小循環】 個々の業務等において品質の高い成果が確実に得られる仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 詳細設計業務等への「総合評価方式」の導入 ● 「プロポーザル方式」の適正な運用 ● 一部事業への「詳細設計付き工事発注方式」の活用 ● 「設計成果品の品質評価」の導入
	【中循環】 企業・技術者の実績や努力が企業選定に適切に反映される仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 品質評価結果の業務成績評定への反映 ● 業務成績評定の業者選定への反映 ● 「簡易公募型」契約方式の活用
	【大循環】 計画・調査・設計、施工、維持管理の各段階を通じて情報を活用できる仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 発注者・設計者・施工者による「三者会議」の実施
好循環システムの構築の補完方策	限られたリソースによるシステム構築の補完方策	● 上半期発注の徹底、発注予定情報の早期公表
		● 入札契約手続きの簡素化
		● 低入札対策の強化
		● 再委託の実態調査、改善方策の検討
		● 積算手法の見直し
		● 「設計 VE」の積極的な活用
		● 調査職員の監督（調査）体制の強化

4 改善方策に対する今後の取組み

これまで整理した現状の課題に対して、設計コンサルタント業務等成果の品質確保の観点から、改善方策の基本的な方向性を踏まえた上で今後実施する取組み内容は、次に示すとおりである。

(1) 業務成績評定と技術提案の能力を重視した好循環の構築

① 詳細設計業務等への「総合評価方式」の導入【小循環】

- 当面、『総合評価方式』は、価格競争入札を行ってきた詳細設計業務のうち、「知識又は構想力・応用力」を評価することにより質の高い成果が得られる可能性がある業務に対して導入する必要がある。
- より技術力を高く評価する価格点と技術点の「加算方式」を適用するものとし、総合評価点は、価格点1：技術点1～4程度で試行を重ね、業務特性や業務成績評定などを分析した上で、適切な価格点と技術点の配点、あるいは技術点の項目ごとの配点などを検討する必要がある。

② 「プロポーザル方式」の適正な運用【小循環】

高い「知識」「構想力・応用力」が求められる業務のうち、価格競争入札が適用されていた業務について、『プロポーザル方式』の適正な運用を図るものとする。

③ 一部事業への「詳細設計付き工事発注方式」の活用【小循環】

設計者と施工者の技術力を適切な役割分担にするための改善として、詳細設計業務のうち、施工段階で手戻りが多い部分（特に施工計画）を施工者に担わせる『詳細設計付き工事発注方式』の活用を検討する。

④ 「設計成果品の品質評価」の導入【小循環】

- 設計成果品の品質の向上及び設計業務受注者の技術力の適切な評価を目的として、成果品の品質評価を導入する必要がある。品質評価は、業務完了検査後に発注者支援の一環として設計業務受注者以外の第三者に委託して実施する。なお、品質評価を行う第三者は、試行を含めた実施状況を通じて適格要件及び技術的要件などを精査し、「品質評価技術者」などの資格創設も検討する。

⑤ 品質評価結果の業務成績評定への反映【小循環】

- 成果品の品質評価によって修正すべき箇所が明らかになった場合は、発注者は工事発注前に適切な設計成果を整える。当該修正すべき箇所が設計瑕疵と認めら

れる場合には、設計業務受注者に対して瑕疵修補請求を行うとともに、瑕疵の内容に応じて業務成績評定点の修正（減点）を行う必要がある。

- なお、品質評価の具体的な手法、業務成績評定の修正（減点）基準などは、試行を通じてマニュアルを作成するなど、統一的な運用方法を検討する必要がある。

⑥ 業務成績評定の業者選定への反映【中循環】

一定の業務成績評定点以下の業務実績は、技術審査において業務実績として扱わないことを検討するとともに、「総合評価方式」における業務成績評定の評価項目として取り入れることで、業務成績評定を中心とした循環を検討する。

⑦ 「簡易公募型」契約方式の活用【中循環】

高い技術力を有した者による競争性を確保するため、低価格入札の誘発に配慮しつつ、「総合評価方式」と併せて『簡易公募型』契約方式の活用を検討する。

⑧ 発注者・設計者・施工者による「三者会議」の実施【大循環】

- 工事目的物の品質確保を目的として、施工段階において、発注者（設計担当・工事担当）、設計者、施工者の三者による『三者会議』を実施し、設計思想の伝達及び情報共有を図る必要がある。
- 三者会議は、施工者が設計図書を照査し施工計画書を作成する前に実施し、発注者（設計担当・工事担当）、設計者（管理技術者等）、施工者（現場代理人等）が出席することを基本とする。
- 三者会議で議論した内容は、適宜蓄積し、設計段階にフィードバックさせる仕組みを構築する必要がある。

（２）好循環システムの構築の補完方策

① 上半期発注の徹底、発注予定情報の早期公表

十分な履行期間を確保するため、上半期での業務発注の徹底、国債の活用による複数年契約の活用を検討する。

② 入札契約手続きの簡素化

技術提案書の作成、評価を1日で行う『即日プロポーザル方式』の活用を検討する。また、同方式の総合評価方式への適用の可能性も併せて検討する。

③ 低入札対策の強化

一定の価格を下回る入札を行った者によって、契約の内容に適合した履行がされ

るかどうか調査を行うため、会計法令に基づく「低入札価格調査制度」を導入する。また、設計コンサルタント業務等の原価構造の実態を把握することを目的として、業務完了後に実際のコスト内訳の提出を求める「業務コスト調査」の導入についても検討する。

④ 再委託の実態調査、改善方策の検討

再委託が設計コンサルタント業務等成果の品質に与える影響を把握するため、再委託の実態調査を行い、必要に応じて改善方策を検討する。

⑤ 積算手法の見直し

「業務コスト調査」を低入札価格調査対象業務以外の業務にも一部実施するなど、実態に即した積算手法のあり方を検討する。

⑥ 「設計 VE」の積極的な活用

社会資本に求められる機能・品質を設計成果へ確実に反映するとともに、ライフサイクルコストを考慮した総合的なコスト削減を図るため、VE 手法を積極的に活用する。

⑦ 調査職員の監督（調査）体制の強化

設計コンサルタント業務等では、調査職員と受注者との協議の適切な実施が成果品の品質に大きな影響を与えると考えられるため、調査職員の体制強化や『ワンデイ・レスポンス』の励行など、監督（調査）機能の強化方策を検討する。

《 参 考 資 料 1 》

設計コンサルタント業務における問題意識と改善の方向性

設計コンサルタント業務等成果の品質確保に関する改善方策のロードマップ



- ① H19年度上半期中に実施(検討)予定
- ② H19年内中に実施(検討)予定
- ③ H19年度中に実施(検討)予定
- ④ H20年度以降に実施(検討)予定

設計コンサルタント業務における 問題意識と改善の方向性

【小循環】個々の業務等において品質の高い成果が確実に得られる仕組み

【問題意識】

1. 詳細設計業務等にも技術力の評価が必要である。

- 業務実施手順や積算基準が明確な業務であっても、詳細設計業務等のように技術力を適切に評価することで質の高い成果が得られる可能性が高い業務がある。
- 今年度、随意契約の見直しに伴い、全省庁で総合評価方式の導入の動きがあるが、国土交通省発注の建設コンサルタント業務においては、適用がなされていない。

2. プロポーザル方式を適用すべき業務で実施されていない

- 本来、「知識」「構想力・応用力」が高い業務についてはプロポーザル方式を適用すべきであるが、適用されていない場合がある。

3. 建設会社のノウハウを設計に反映しにくい。

- 建設会社は種々の新技術やノウハウを保有しているが、建設コンサルタントが作成した詳細設計の条件の中では新技術やノウハウを発揮しにくい。

【改善の方向性】

方針1. 詳細設計業務等への「総合評価方式」の導入

- 詳細設計業務等、業務実施手順や積算基準が明確な業務であっても、「高度な知識または構想力・応用力」を評価することで質の高い成果が得られる可能性が高い業務について、価格のほかに技術力も考慮して総合的に評価する「総合評価方式」の導入を検討する。

方針2. 「プロポーザル方式」の適正な運用

- 高い「知識」「構想力・応用力」が求められる業務については、適切に「プロポーザル方式」を適用し、技術力を評価した業者選定を行うものとする。

方針3. 一部事業への「詳細設計付き工事発注方式」の活用

- 施工者のノウハウを効果的に活用するため、設計者と施工者の役割分担の改善として、施工者による技術提案の余地が大きい一部の工事等においては、詳細設計業務を施工者に担わせる「詳細設計付き工事発注方式」の活用を検討する。
- また、建設コンサルタントは、詳細設計付き工事発注方式において、どのような役割を果たすべきか検討を行う。

詳細設計～施工の流れ	<table border="1"> <tr> <td>詳細設計業務 本件設計業務</td> <td>設計業務 施工計画業務</td> <td>施 工</td> </tr> </table>	詳細設計業務 本件設計業務	設計業務 施工計画業務	施 工
詳細設計業務 本件設計業務	設計業務 施工計画業務	施 工		
現行の設計業務	<table border="1"> <tr> <td>コンサルが実施</td> <td>施工者が実施</td> </tr> </table>	コンサルが実施	施工者が実施	
コンサルが実施	施工者が実施			
デザインビルド（DB）	<table border="1"> <tr> <td>施工者または設計者・施工者のコンソーシアム等が実施</td> </tr> </table>	施工者または設計者・施工者のコンソーシアム等が実施		
施工者または設計者・施工者のコンソーシアム等が実施				
詳細設計付き工事発注	<table border="1"> <tr> <td>コンサルが実施</td> <td>施工者が実施</td> </tr> </table>	コンサルが実施	施工者が実施	
コンサルが実施	施工者が実施			
業務内容	<table border="1"> <tr> <td>従来に必要な業務</td> <td>従来以上に多い部分</td> </tr> </table>	従来に必要な業務	従来以上に多い部分	
従来に必要な業務	従来以上に多い部分			

【小循環】個々の業務等において品質の高い成果が確実に得られる仕組み

【問題意識】

4. 設計ミスが多発

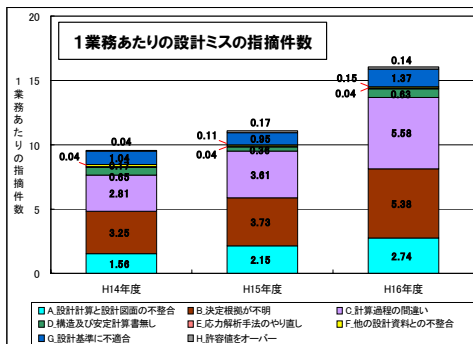
- 設計コンサルタント業務等の業務完了検査においては、契約図書に示された業務内容が履行されているかといった視点で成果品の確認をしており、検査の体制や時間的な問題から設計成果の妥当性の確認までは困難である。

【共通仕様書1118条】

3 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1)設計業務等成果品の検査
- (2)設計業務等管理状況の検査

設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

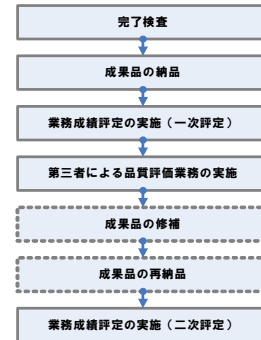


出典)近畿地方整備局調べ

【改善の方向性】

方針4.「設計成果品の品質評価」の導入

- 業務完了検査後に現場条件との適合性や他の関連業務との整合性・全体最適性、設計ミスの有無などの評価を第三者に委託して行い、必要に応じて設計者に修補を求める。
- 設計成果品の品質評価の結果に応じて、業務成績評価を変更する。



【中循環】企業・技術者の実績や努力が企業選定に適切に反映される仕組み

【問題意識】

1. 設計瑕疵が業務成績評価に反映されていない

- 業務成績評価要領では、設計ミスが発覚した時点で、瑕疵担保期間であれば、さかのぼって業務成績評価を減点することができる制度になっているが、実際に適用した例は少ない。

【委託業務等業務成績評価要領】(参考_審査基準)

成果品に、受託者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約書の瑕疵担保条項等に記された手続きに従い、瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合には、当該業務の総合評価点(100点満点換算)に対して、-20点まで減点することができる。

- 瑕疵修補又は損害賠償の実施 -10点
- 故意又は重大な過失により瑕疵修補又は損害賠償の実施 -20点

2. 業務成績評価が業者選定に十分に活用されていない

- 価格競争入札では、入札参加者資格審査の一部である技術審査基準において業務成績評価は活用されているが、落札者の選定には反映されていない。
- 一定の評価点に満たない業務も業務実績として扱われている。

	2A	1. 5A	1A	0. 5A	B	C	実務に対するAの評価
(1) 業務実績	業務の当該業務実績(過去5年)		実績あり		実績なし		1.5/5 (30.0%)
(2) 業務実績	検査管内での過去2年間の当該業務平均点	80点以上	75点以上 80点未満	70点以上 75点未満	70点未満	60点未満	1.5/5 (30.0%)
(3) 業務実績	検査管内での過去2年間の当該業務での表彰		最優秀表彰	優秀表彰	良好表彰		1.5/5 (30.0%)
(4) 障害状況	当該業務の検査管内当該年度受注額+過去3年間の当該業務平均受注額	0. 25未満	0. 25以上 0. 75未満	0. 75以上 1. 25未満	1. 25以上		1.5/5 (30.0%)
(5) 安全管理状況	事故及び不祥事不祥事による注意	5回以上 (-2. 5A)	1回以上 2回未満(-0. 5A)	0回 1回未満(-0. 5A)	0回		

技術審査基準の例

【改善の方向性】

方針1. 品質評価結果の業務成績評価への反映

- 施工段階前に、設計成果品の品質評価の結果に応じて、業務成績評価を修正する制度を検討する。
- 瑕疵担保期間中に瑕疵が発見された場合、業務成績評価要領に従って適切に業務成績評価を減点できるようにする。

方針2. 業務成績評価の業者選定への反映

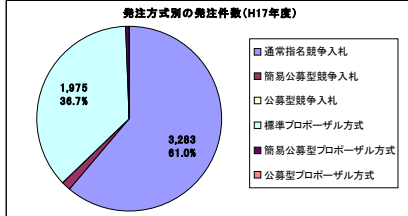
- 「総合評価方式」において、会社もしくは技術者の過去の業務成績評価平均点をどのように評価項目に取り入れるかを検討する。
- 一定の業務成績評価点以下の業務実績は、実績として扱わないことを検討する。

【中循環】企業・技術者の実績や努力が企業選定に適切に反映される仕組み

【問題意識】

3. 指名競争入札等では技術力を持った者が新規参入しにくい 方針3. 「簡易公募型」契約方式の活用

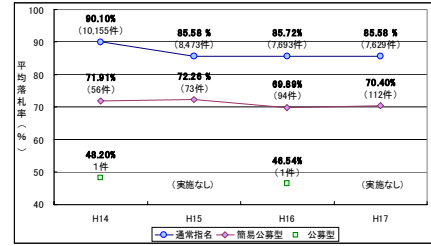
- 会社の受注実績などで競争参加者が選定される「通常指名競争入札」等の割合が大きいため、高い技術力を持った者が新たに競争に参加することが困難であり、十分な競争性が確保できない。



出典)国土交通省直轄工事等関係資料(土木のみ)

【改善の方向性】

- これまで通常指名競争入札又は標準型プロポーザルを行ってきた部分に「簡易公募型」を拡大して運用することで、技術力競争を含めた適切な競争性が確保できるか検討する。
- なお、現行の「簡易公募型競争入札」の拡大は、低価格入札を誘発することも配慮しつつ、慎重に検討を進める必要がある。



出典)国土交通省直轄工事等関係資料

【大循環】計画・調査・設計、施工、維持管理の各段階を通じて情報を活用できる仕組み

【問題意識】

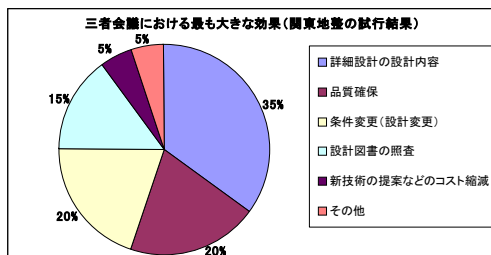
1. 設計思想を施工者に十分に伝達できていない

- 設計・施工の分離の原則に従って設計者と施工者は独立性が求められており、設計者の設計思想や施工上の留意事項を細部にわたって直接施工者に伝達してこなかったため、発注者・施工者・設計者の三者において十分な情報共有ができていない。

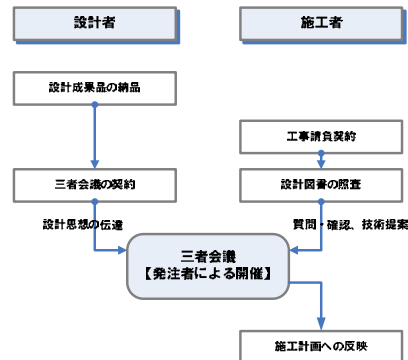
【改善の方向性】

方針1. 発注者・設計者・施工者による「三者会議」の実施

- 施工着手前に、以下に示す目的により、三者会議を実施する。
 - 設計者から施工者への設計意図・施工上の留意事項の伝達
 - 発注者から施工者への施工上の留意事項の伝達
 - 施工者から設計者・発注者への施工計画等に関する提案



出典)関東地方整備局調べ(設計・施工技術連絡会議のアンケート調査結果)

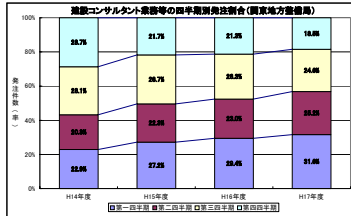


限られたリソースによるシステム構築の補完方策

【問題意識】

1. 下半期発注の集中による履行期間不足が生じている

- これまで、下半期に発注される業務の割合が多く、適切な履行期間が確保できないとともに、年度末に作業が集中することで、不十分な検討・照査による設計ミスが懸念される。



出典) 関東地方整備局調べ(土木・測量・地質・建築・補償)

2. 入札契約手続き期間が長期化している

- 入札契約方式の多様化に伴って、「通常指名競争入札」以外は、入札契約手続きに多くの日数を要するため、発注時期が遅れる原因とされる。

〈 価格競争 〉	説明書交付 ～ 参加表明書の提出	参加表明書の提出 ～ (審査) 指名通知	指名通知 ～ 入札	計
通常指名競争入札			10～20日	10～20日
簡易公募型競争入札	10日	20日以内	15～40日	45～70日
公募型競争入札	10日	10～20日	40日以上	60日～70日

〈 プロポーザル方式 〉	説明書交付 ～ 参加表明書の提出	参加表明書の提出 ～ (選定) 選定通知、提案要請	選定通知、提案要請 ～ 提案書の提出期限	提案書の提出期限 ～ 特定通知	計
標準プロポーザル方式		10～20日	10～20日	20日以内	30～40日
簡易公募型プロポーザル方式	10日	20日以内	15～40日	5～20日	50～90日
公募型プロポーザル方式	10日	10～20日	40日以上	10～20日	70～90日

【改善の方向性】

方針1. 上半期発注の徹底、発注予定情報の早期公表

- 上半期内の業務発注を徹底することで適切な履行期間を確保し、十分な検討・照査の実施を可能とするとともに、発注予定情報を早期に公表することに努め、計画的な業務発注を促進する。
- 国債の活用による複数年契約を行うことで、適正な履行期間の確保を図る。

【建設コンサルタント業務等における履行期間等の適正化に関する当面の運用について】(H17.9) (関東地整事務連絡)

- 全発注件数の5割以上を第3四半期の履行期限とする。
- 当面の間、設計業務の最低履行期間は、原則3ヶ月以上を確保する。
- 受注者の責任によらない調整項目等の延期等により残余履行期間が不足する場合、履行期間の延伸を求めることができる。

※)他に東北・中部地整でも、同様の施策を実施している

方針2. 入札契約手続きの簡素化

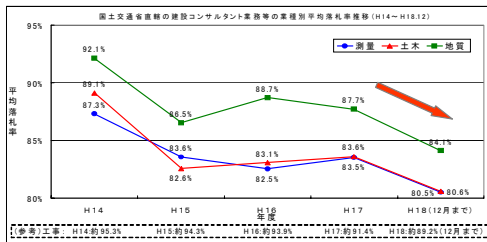
- 入札契約手続きの簡素化として、技術者評価型プロポーザルにおいて、建設コンサルタントの技術提案書作成を1日で行う「即日プロポーザル方式」の活用を検討する。
- また、今後導入を検討している「総合評価方式」においても適用できるか確認する。

限られたリソースによるシステム構築の補完方策

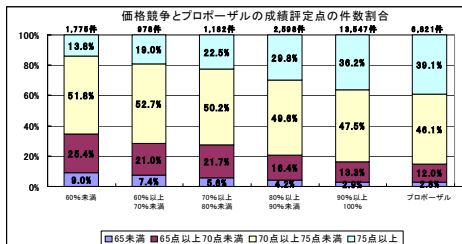
【問題意識】

3. 低価格受注案件は成果品の品質低下が懸念される。

- 近年、業者間の過当競争が激化し、価格競争において低入札が多発している。
- 低価格受注案件は、業務成績評価が低い傾向があるとともに、設計ミスも多い傾向があり、成果品の品質低下が懸念されている。



建設コンサルタント業務等: 出典) 国土交通省調べ(8地整:1千万円以上の競争入札)
工事: 出典) 国土交通省直轄工事等契約関係資料(8地整: 全ての競争入札(H14-17)、250万円以上の競争入札(H18))



出典) 国土交通省調べ(H14-H17年度業務: 土木・測量・地質・建築・補償)

【改善の方向性】

方針3. 低入札対策の強化

- 現在試行中の「低入札価格調査制度」を会計法令に基づく調査として本格導入するとともに、業務コスト調査を実施し、業務特性に応じた品質確保できる業務原価の分析を行い、品質低下に関する費目と縮減率の分析を行い、工事と同様に、特別重点調査を実施するための基準価格の検討を行う。
- 上記の業務コスト調査の分析等を踏まえ、特別重点調査を行い、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その入札参加者と契約を締結しない。

【会計法】(第29条の6)

(略) 相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

【予算決算及び会計令】(第86条)

契約担当官は、第84条に規定する契約に係る競争を行った場合において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が、前条の基準に該当することとなつたときは、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについて調査しなければならない。

限られたリソースによるシステム構築の補完方策

【問題意識】

4. 再委託の実態と問題点がつかめていない

● 現行制度では、当該業務の「主たる部分」を元請が行うものとしているが、実際には、発注者の承諾不要な業務として再委託されているという指摘があり、実態の把握がなされておらず、最適な体制で業務がなされているかどうかの判断が出来ない。

5. 業務内容に応じた適切な設計フィーになっていない。

● 計画・予備設計・詳細設計などの業務の各段階で求められる知的生産活動と設計フィーとの間に不均衡が見られるとの指摘がある。

【改善の方向性】

方針4. 再委託の実態調査、改善方策の検討

● 再委託の実態を調査・把握して、品質確保の観点から、必要な改善方策を検討する。

方針5. 積算手法の見直し

● 設計コンサルタント業務等の価格構造の実態を把握するための「業務コスト調査」を導入するなど、実態に即した積算手法のあり方を検討する。

限られたリソースによるシステム構築の補完方策

【問題意識】

6. 統一的な基準類による設計成果の限界

● これまで、設計業務の統一性、効率性などの観点から各種基準類の標準化・マニュアル化が進められ、これらの基準類に基づき設計業務が行われてきた。
● しかしながら、国民の価値観の多様化に伴い、社会資本に求められる機能・品質も多様化しており、従来の設計手法では個々の現場に最適な設計成果が得られていない可能性がある。

7. 受注者に対して的確な指示等がなされていない

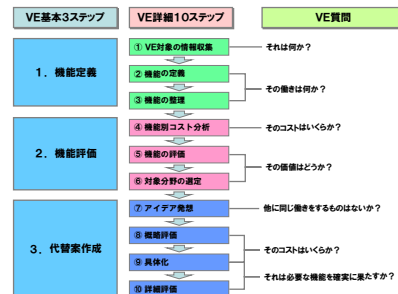
● 調査職員は、PI、アセスメント、技術審査等の業務も抱えており、受注者に対して、業務の履行にあたっての必要事項についての的確な指示や質問への回答が困難な状況にある。

【改善の方向性】

方針6. 「設計VE」の積極的な活用

● 社会資本に求められる機能・品質を設計成果へ確実に反映するとともに、ライフサイクルコストを考慮した総合的なコスト縮減を図るため、以下の5原則を基本としているVE手法を積極的に活用する。

- ・使用者優先の原則
- ・機能本位の原則
- ・創造による変更の原則
- ・チームデザインの原則
- ・価値向上の原則



方針7. 調査職員の監督(調査)体制の強化

● 的確な打合せにより指示や質問への回答ができるように、調査職員の体制強化やワンデイ・レスポンスの励行により、発注者による監督(調査)機能の強化を図る。

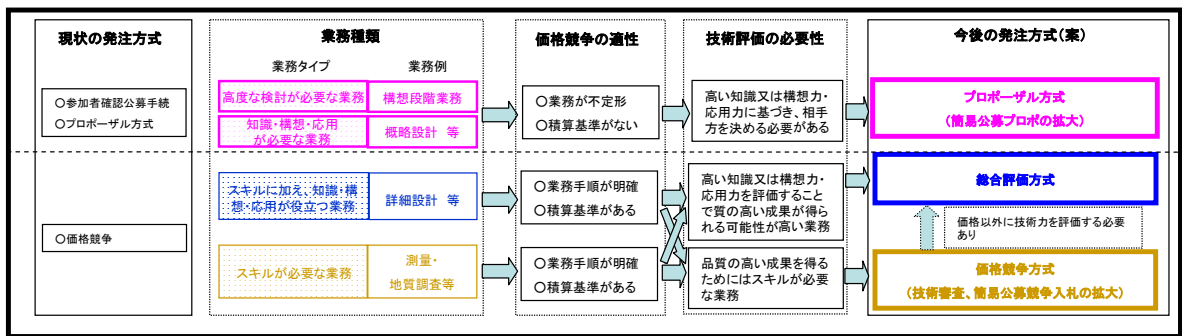
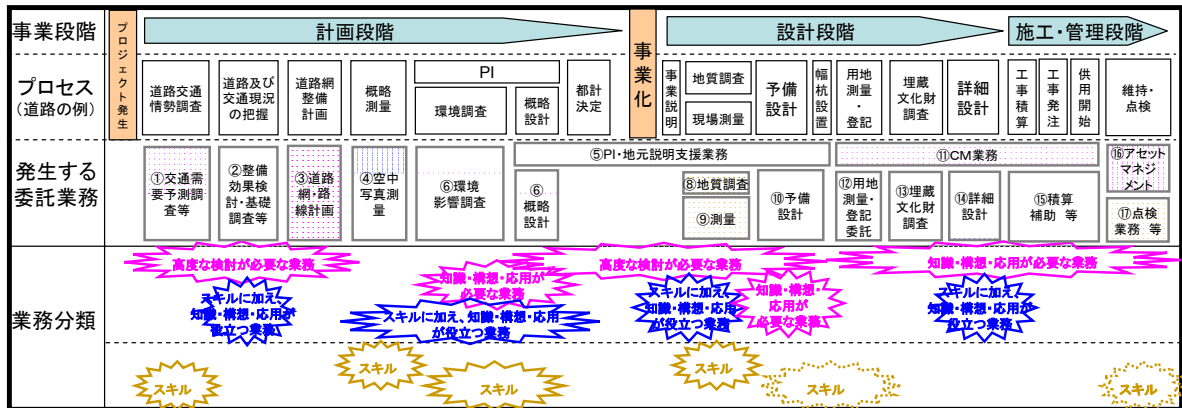


図 1 設計コンサルタント業務等における『総合評価方式』の適用業務（入口対策）

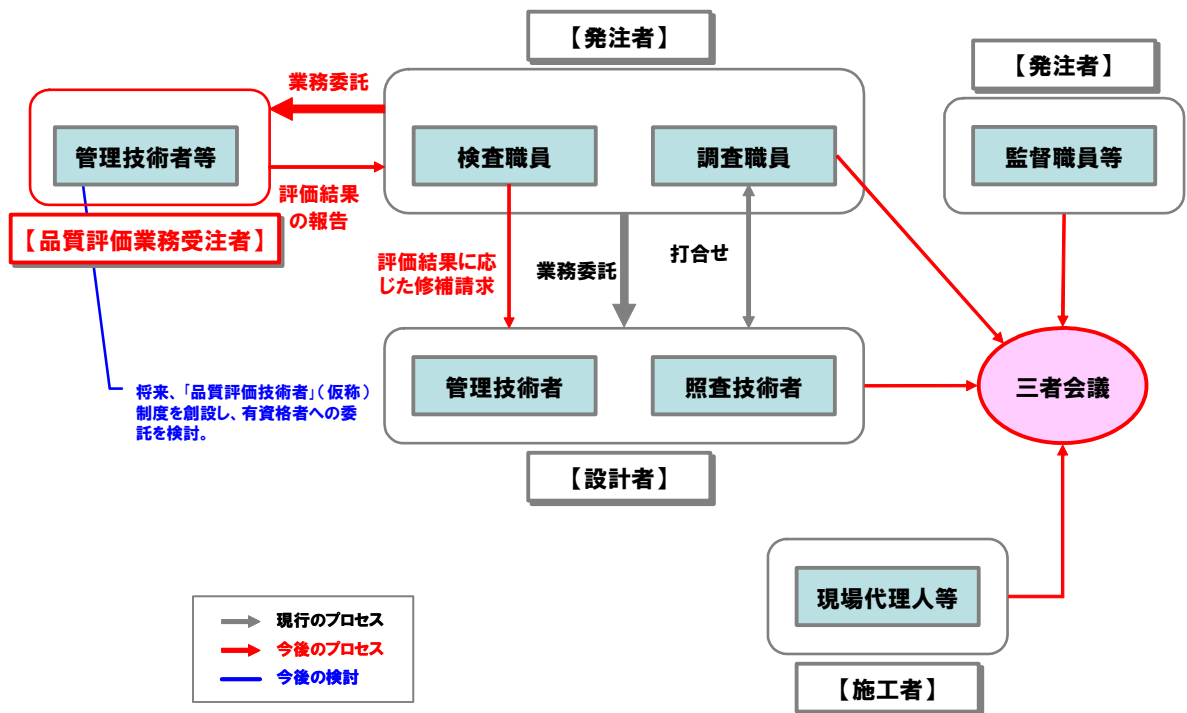
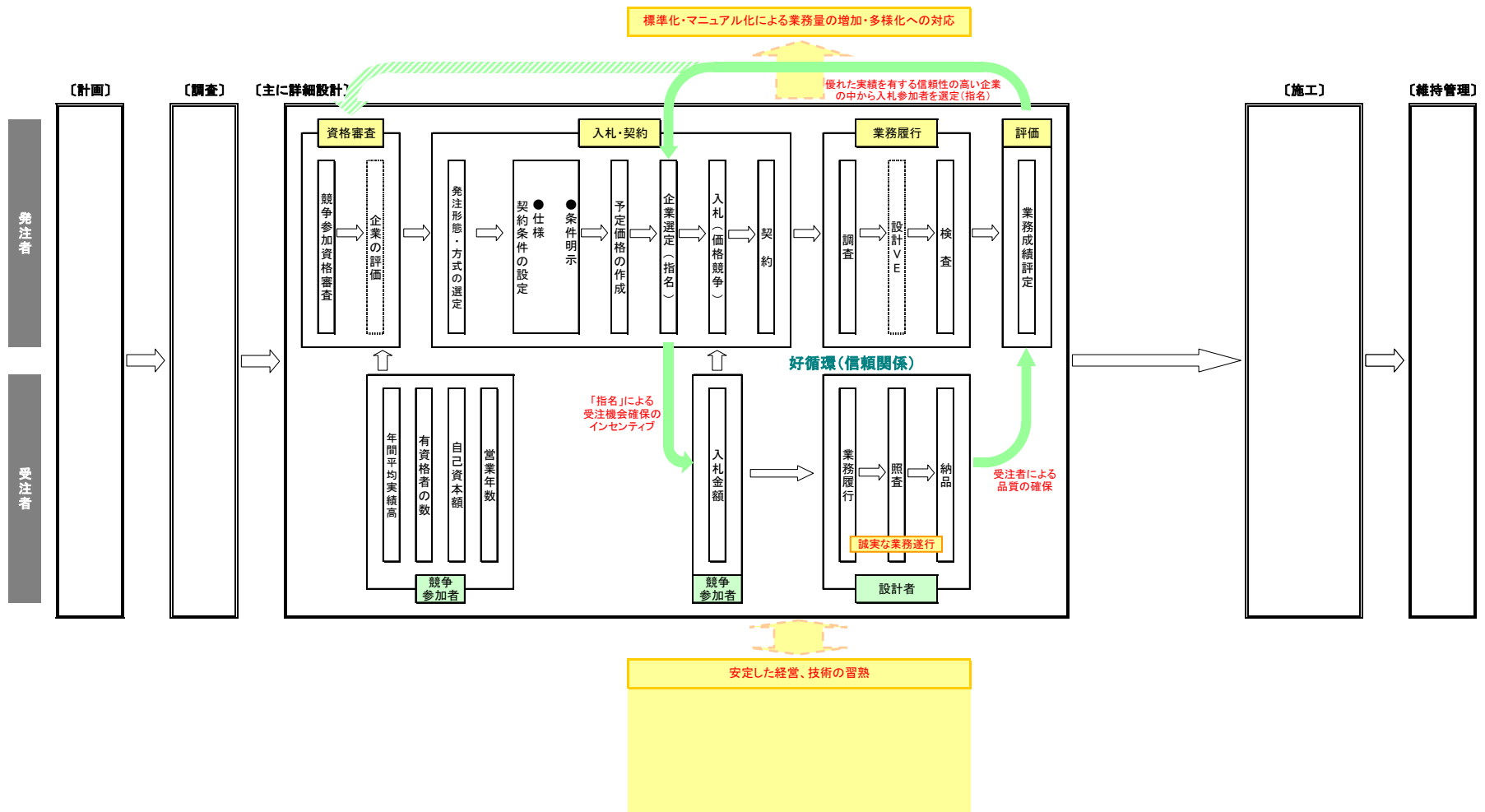


図 2 設計コンサルタント業務等成果の品質確保方策（出口対策）

これまでの建設生産システム〔設計編〕（指名競争入札を中心としたシステム）



新しい建設生産システム〔設計編〕

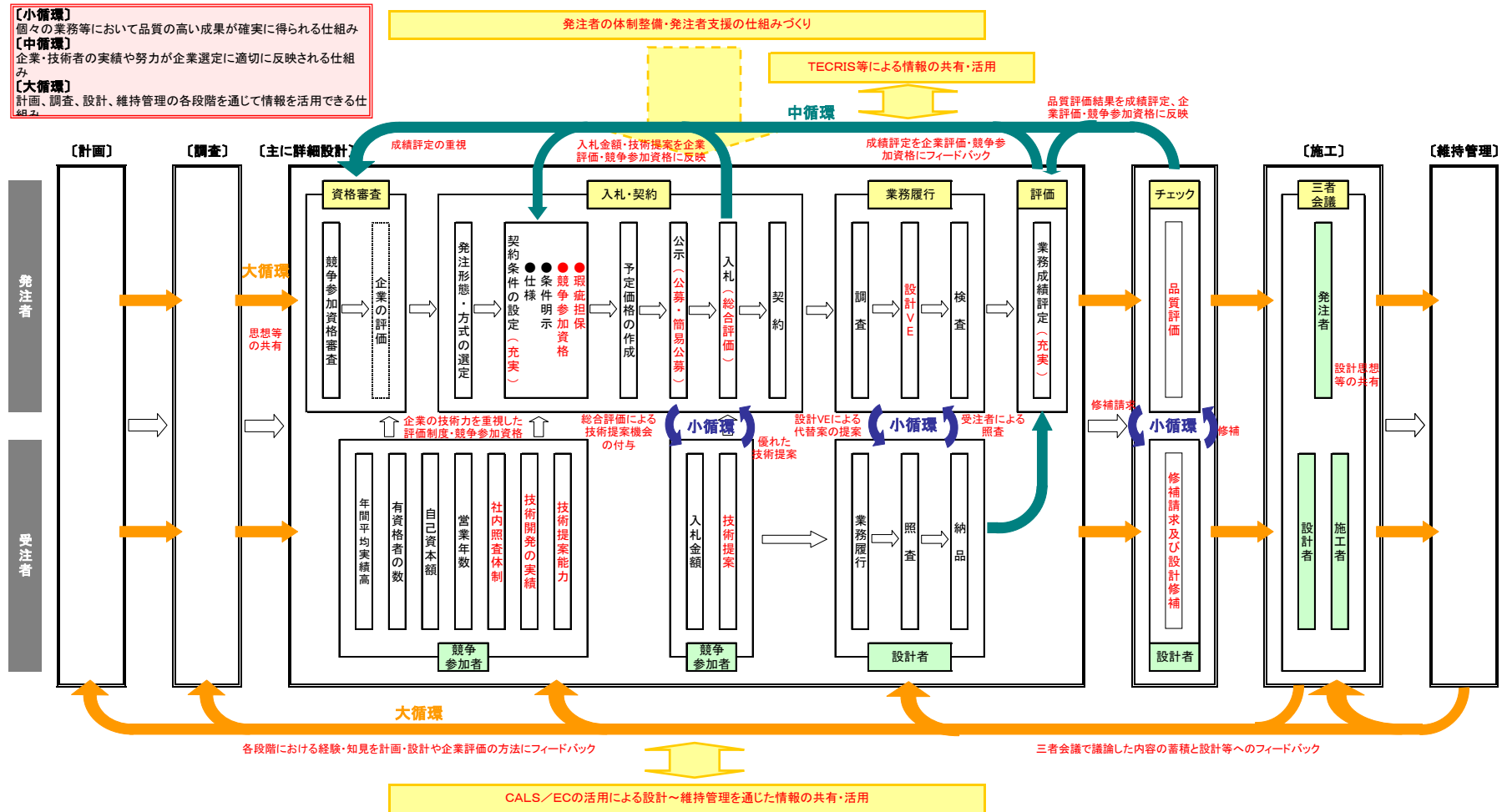


図 3 設計コンサルタント業務等のプロセス

設計コンサルタント業務等成果の向上に関する懇談会 設 立 趣 旨

平成 17 年 4 月 1 日に『公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)』が施行され、平成 17 年 8 月 26 日に閣議決定された『公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針(基本方針)』において、調査・設計の品質の確保に関しても価格と品質が総合的に優れた内容の契約とすることが必要と位置づけられた。

公共事業の事業上流部において実施される調査・設計業務などの成果品の品質確保は、社会要請としての公共事業の品質確保に重要な役割を果たしており、入札・契約制度の適正化の取り組みは『総合評価落札方式』の導入など、新しい段階に入ったところである。

また、「国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会」において、平成18年9月に国土交通省直轄事業における発注者の責任と建設生産システムの在り方の基本的な方向を示すとともに、個別施策について専門的視点から検討を行うこととされた。

このような背景のもと、本懇談会は、国土交通省・関東地方整備局における調査・設計業務等の成果の向上に資する諸方策や様々な課題について、発注者、受注者及び学識経験者の三者により政策・方策の立案に資する相互の意見交換を行うものである。

平成 1 8 年 6 月 2 9 日 策 定

平成 1 8 年 1 0 月 3 1 日 改 正

設計コンサルタント業務等成果の向上に関する懇談会

委員名簿

座長	おざわ 小澤	かづまさ 一雅	東京大学大学院工学系研究科 教授
委員	みやもと 宮本	かづあき 和明	武蔵工業大学環境情報学部環境情報学科 教授
	おおはし 大橋	ひろし 弘	東京大学大学院経済学研究科 助教授
	はたなか 畠中	かおり 薫里	政策研究大学院大学 助教授
	ひろたに 廣谷	あきひこ 彰彦	(社)建設コンサルタンツ協会 副会長
	きくち 菊地	よしのり 良範	(社)建設コンサルタンツ協会 関東支部企画部会副部会長
	まえかわ 前川	ひでかず 秀和	国土交通省大臣官房 技術調査課長
	おち 越智	しげお 繁雄	国土交通省河川局治水課 事業監理室長
	いしはら 石原	やすひろ 康弘	国土交通省道路局国道・防災課 国道事業調整官
	まつばら 松原	ゆたか 裕	国土交通省港湾局建設課 建設企画室長
	にしかわ 西川	かずひろ 和廣	国土技術政策総合研究所総合技術政策研究センター長
	まつもと 松本	なおや 直也	関東地方整備局 企画部長
	ぬかが 額賀	かつひろ 勝弘	関東地方整備局 総務部 契約管理官
	よしだ 吉田	たかき 高樹	関東地方整備局 企画部 技術開発調整官
	わたなべ 渡邊	やすなり 泰也	関東地方整備局 河川部 河川調査官
	やまうち 山内	まさひこ 正彦	関東地方整備局 道路部 道路企画官
オブザーバー	よしの 吉野	やすひろ 裕宏	国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 営繕技術基準対策官
事務局	国土交通省大臣官房技術調査課 関東地方整備局企画部技術管理課 (社)建設コンサルタンツ協会		